

令和7年度 市民意見の内容及び意見に対する市の考え方

【案件名】「いわき市人と猫との共生に関するガイドライン(素案)」(旧:いわき市猫の適正飼育管理ガイドライン)について

保健福祉部 保健所 生活衛生課

| No. | 市民意見の内容（概要） | 意見に対する市の考え方 |
|-----|--|--|
| I | <p>【II ページ 20 行】 「4 飼うことができなくなった時」について 私は「人とペットの生前対策コンサルタント」を専門とする行政書士です。 ペットを飼っている高齢者やおひとりさまに「もしも」のとき、愛するペットはどうしたら? それは、「いざその時」が来る前、ペットを飼う段階から考えていただければと思います。 ご提案としては、ペット信託や、ペットのための遺言書の作成などです。</p> | <p>予期せずペットを飼い続けることができなくなる事情が発生することが想定されることから、「もしも」のときに備えて、飼い主には、家族であるペットのために事前に対応を考えただくことが必要だと考えております。 そのため、II ページ 20 行の「4 飼うことができなくなった時」では、30 行に「ペット信託なども事前に検討しておくことも大切です。」として対策の一つを例示しておりますが、ご意見を踏まえ、当該記載に「ペットのための遺言書」も追記することとします。</p> |